

第二条第二項中「検査に」を「自動車の検査及び二輪自動車検査ファイルの正確な記録を確保するための措置に」に改め、上欄に掲げる申請書」の下に「及び請求書」を加え、同項の表を次のように改める。

一 新規検査、予備検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請書（次号に掲げる場合を除く。）	第一号様式及び第二号様式
二 新規検査、予備検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請書（次号に掲げる場合に限る。） イ 法第七十五条第一項の規定により型式について指定を受けた自動車であつて、諸元欄事項に変更のないものについて申請を行う場合 ロ 一時抹消登録を受けた自動車（法第六十七条第七項において準用する法第十五条の二第三項後段の規定による記録を受けたものを除く。）又は法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書（法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書）の交付を受けた自動車であつて、諸元欄事項に変更のないものについて申請を行う場合	第一号様式
三 自動車検査証又は自動車予備検査証の記入の申請書（第五号及び第七号に掲げる場合を除く。）	
四 自動車検査証の返納後の二輪の小型自動車の所有者の変更に係る記録の申請書	
五 自動車検査証又は自動車予備検査証の記入の申請書（諸元欄事項に変更がある場合に限る。）	第二号様式
六 継続検査又は臨時検査の申請書	第三号様式
七 自動車検査証の記入の申請書（道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号。以下「施行規則」という。）第三十五条の三第一項第一号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）	
八 自動車検査証、自動車予備検査証、限定自動車検査証又は検査標章の再交付の申請書	
九 検査記録事項等証明書（自動車一両ごとに作成するものに限る。）の交付の請求書	
十 自動車検査証返納証明書の交付の申請書	第三号様式の二
十一 検査記録事項等証明書（三十両以下の自動車について一括のみに係るものに限る。）の交付の請求書	第四号様式
十二 新規検査（次に掲げる事項のみを記載する場合に限る。）又は自動車検査証の記入の申請書（次に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。） イ 掘削、除雪その他の作業の用に供する附属装置を取り付けた自動車にあつては、長さ、幅及び高さ、乗車定員又は最大積載量、車両重量並びに当該附属装置の名称 ロ タンク自動車（爆発性液体、高圧ガスその他の物品を運送するため、車台にタンク又はガス容器を固定した自動車を用いる。）にあつては、最大積載容積、積載物品名及び当該物品の比重又は定数	第七号様式
ハ 施行規則第三十五条の三第一項第二十二号に掲げる事項	
十三 新規検査（施行規則第三十五条の三第一項第十五号及び第二項に掲げる事項のみを記載する場合に限る。）又は自動車検査証の記入の申請書（同号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）	第八号様式

第二条第三項中「登録及び検査」を「自動車の登録及び検査」に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「検査に」を「自動車の検査に」に改め、同項の表第三号を削り、同表第四号中「専用第四号様式」を「専用第三号様式」に改め、同号を同表第三号とし、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「申請書」の下に「届出書」を加え、同項を同条第六項とする。

第三条を次のように改める。

（検査対象軽自動車の検査等に関する申請書等の様式）

第三条 検査対象軽自動車の検査及び軽自動車検査ファイルの正確な記録を確保するための措置（第四号第二項において「検査対象軽自動車の検査等」という。）に関する次の表の上覧に掲げる申請書、届出書及び請求書の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

一 新規検査、予備検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請書（次号に掲げる場合を除く。）	軽第一号様式及び軽第二号様式
二 新規検査、予備検査又は自動車予備検査証に基づく自動車検査証の交付の申請書（次号に掲げる場合に限る。） イ 法第七十五条第一項の規定により型式について指定を受けた自動車であつて、軽第二号様式の諸元欄に掲げる事項（以下この条において「軽諸元欄事項」という。）に変更のないものについて申請を行う場合 ロ 法第六十九条第四項の規定による自動車検査証返納証明書の交付を受けた自動車（法第六十九条の二第二項において準用する法第十五条の二第三項後段の規定による記録を受けたものを除く。）であつて、軽諸元欄事項に変更のないものについて申請を行う場合	軽第一号様式
三 自動車検査証又は自動車予備検査証の記入の申請書（施行規則第三十五条の三第一項第四号又は第五号に掲げる事項に変更がある場合に限る。）	
四 自動車検査証の返納後の所有者の変更に係る記録の申請書	
五 自動車検査証又は自動車予備検査証の記入の申請書（軽諸元欄事項に変更がある場合に限る。）	軽第二号様式
六 継続検査又は臨時検査の申請書	軽第三号様式
七 自動車検査証の記入の申請書（施行規則第三十五条の三第一項第一号に掲げる事項のみに変更がある場合に限る。）	
八 自動車検査証、自動車予備検査証、限定自動車検査証又は検査標章の再交付の申請書	
九 検査記録事項等証明書（自動車一両ごとに作成するものに限る。）の交付の請求書	
十 自動車検査証返納証明書の交付の申請書	軽第四号様式
十一 解体等又は輸出に係る届出書（第十五号に掲げる場合を除く。）	軽第四号様式の二
十二 本邦に再輸入することが見込まれる自動車の届出書	
十三 輸出予定届出証明書の交付の申請書	
十四 輸出予定届出証明書の返納の届出書	
十五 解体等に係る届出書（使用済自動車の解体に係る場合に限る。）	軽第四号様式の三